

1557



苦林長榮銅鈕

特46
642







諸侯長卷水

明治十二年
喜日助
殿井隆興
印

Shadu lae Hamitado



鶴菜長林若

魯士戰記序

世界機也機之活動豈有窮哉試注目於古今天地各國之興廢與萬物之死生變化固無極循環亦何限莫一非機之活動世界誠機也哉頃有魯斯亞土耳其之事蓋機之動於東歐地方者非耶余請以化學法取譬焉今夫水素之將併酸素成水也必須點火之媒始然後舍密之變化起矣若欲破其包合力發之游離機則而不得不據電氣之分拆力魯之於土亦然矣其將併之爲一土宇

也假名於宗教羈縛之媒妁以起砲烟喊聲之變化耳然而尙未能完其包合成一塊者獨害於英佛之分拆力也嗚呼斯亦一大化學機乎哉余故曰世界機也神港外國新聞史氏富山君有魯士戰爭記之著因是爲序

明治十年十一月神戸港流寓生西京百々復太郎識于諭訪山畔之顧山炳水樓

小引

一此書は義日露土兩國の間に驟竄たりし妖雲の遂ふ目今
の雨丸と化し兩國の人民を傷害するのみあらず世界の
安寧を亂るよ至りし其根原より全局の勝敗と決するに
及ぶまで冊を重ね逐次其實況と寫出す而して記す所
在だよ兩國の事のみなず當時各國の形勢をも載るよ
至れり

一夫れ苟も史と脩むる求學識の三を欠く者ハ不可ありと
然るに余一も爲す無ふして覩然事々此よ從ふ素より博
識者成士人の嗤を招くや敢て言を俟す然れども方今露

土交兵の成敗影響の闇する所廣大にして遠く我國も反ふ所渺あしとせず今や江湖の論者喋々痛言するも全く吏冊にあらざれば宜しく其實況を察するに足る者なし是を以て淺學驚材を顧みず當時外國諸新聞誌に報道する所の歸説と網羅譯採玄て此れに參し彼れよ照し務めて繁を去り要を摘要順序を規定以て其梗概を畧叙し戰況の一班を窺ふの便ふ供せんとする乞ふ諸彦文の拙陋なる意の盡さざるを難する勿れ

編者識

東備 富山柴人著



八百七十六年

明治五年五月三十日

士耳其帝アブデュル・アザズ、

カンは俄々位を退けられ其兄メデットの長子メーラット、エ

ット、ユッヘン立てムーラット五世と稱玄たり此時廢帝ハ

年四十有七々して皇子あれども回教の教示たるや皇子の承伯叔父代後を襲を系統の正法とあすが故に皇子帝位を

二　襲かず其從兄位を襲アリあり然れども其蹟ゼンヤ祚は先帝を廢し
たるより起り殊々現今土耳其の附庸國なる比日哥維納の
洲民ハ回教政府ヒ禍紛ハシムを祛脱せんとして叛旗ハニキと翻ヒルガへし未
だ鎮定ふ至らず之れが爲に露細亞、塞地、土利、日耳漫、佛朗西
伊多利の五大國は普京、伯林、ふ會ハシマ、土耳其の内亂を和し其
内國の政治を改良するに議案を作り之を土政府へ送らん
とするの折柄なれど蓋ケナ尋常の禪受ゼンジルふとあらざるべし而
玄て廢帝ハシマ、其眷族ハシマと共に別殿に遷され新帝ハシマ之即日直ハシマス皇
宮に入り翌日即位式を執行シラフし六月一日より新帝左の敕チツク
詔チツクを太政大臣ハシマより下せり

内政の治安と旨とし上下一致同心を期ハシマ、外交は現下存
在する交誼ハシマを保續すべし

先帝の跡與せ玄一切の特例ミタガ及び免許は之を變更すると
得す

國民一般の自由を保護すべし嚴々大藏の出納を檢覈し
十分の信用を固くすべし

司法文部及び一切の職制と改革ハシマ、國運を進歩せしむべ
玄

帝室の歲費を六万(ペウルセソ)凡そ我が百減額ハシマ且つ帝
室の私有ハシマ屬せし礦山及び製造所等を悉皆大藏に附屬

四

せしめ國用々備すべし

一切の施政は精密に詮議を経たる國內比要務と現下自由の世態とに據て基礎と立つべし

斯くて此の詔書の結末に天佑を享け人望に應して即位し又各省の卿輔之故の如くたるべしと敕語を載せたり而て新帝之彼の返州と二ヶ月の休戰を約し廢帝を待り猶を父を視るが如く其禮を失はず警兵を以て守護焉不慮の變を防きたり然れども是より日ありて廢帝之剪刀を以て自裁せり抑も新帝ハ當年三十六歳として曾て歐羅巴諸國を遊歴し各國の風俗と觀察し時勢ふ通曉せるを以て内外

の人民後來に望ありとする者尠らさりしうは其位ニ即くや國民歡呼燈と張り連ね三日間の休業をあし在港の英、佛伊、希、日の艦船旗章を飾り祝砲を放ち烽火を揚げ慶賀至ふさる所あらりき然るに露國之旗章とも掲げず就中露國は新帝北地諸國の意見又服從せざるに於ては土國皇帝ムーラツド五世として敬禮するを肯んせざるよしを主張矣たりき蓋し此の廢立の大變事は當時に聲名高かりしミダート、パッシャの造意に出たるなれば政府比大臣は一變しミダート之大政大臣たるへきとの説を唱ふる者頗る多く下同シ

五 其人望を得たる推して知るへきなり抑もミダートは新土

ノ議士國各
地ヲ分轄ス
ル侯伯ナリ
巴札ノ名以
下同シ

バ札ハ副王
ノ議士國各
地ヲ分轄ス

六

耳其黨は首領にして士京の學士書生と咸な其風又靡き政治の失と擧げ國勢之危急を痛論せり而て此の新土耳其黨と稱するに土國又於て開化黨の名ある一強黨なれば此黨派ふして其志を得ば曩きに此の黨派より建議せし如く獨裁政体を變じ立憲政体となすに階梯を開き方正清望の士と舉け國帝の歲費を限制し大藏の檢査と嚴密な玄學政を改正し民權を均一とし遂に夫の惡習なる蓄妾宮と廢し土國の面目を一洗、兵力を以て比日哥維納を征服迄國運を挽回するの舉猶ほ庶幾すべし且つ此の黨派の露國を忌嫌する特に深ければ伯林會議案の成果は如何なうんとて世

人大ひよ是ふ注目する所ととなりたりき

此時又當てや孟的内哥羅、撒爾比亞、此二國と土國の附庸たりと雖とも比日哥維納の叛旗を建るふ際し中立の約を結びたりしかる陰ふ露國ふ恃む所ありて叛人に與し中立を破ぶんとするの形勢あり是れ蓋し露國の政畧と此の二國を回護し以て土國の威を充分に逞ふするを得ざらるむるに在り露人ウエルセルツキと始終叛州の周旋家となり土國使臣の與り聞くを得ざり茲伯林の會議にも列席する事を得たり又露國將官ナエルナヨフは當時非役ありしが同年五月頃より撒爾比亞に遊ひ其政府の請ひ應し陸軍總督

八 となり頗りに練兵を事とせり又此時露國陸軍士官升七名

は端西より撒爾比亞に入りて兵務に關與せり實に今回の

一大變事と土耳其の國運を改進するの盛舉なるが故に露

國は已れか政畧に害あるとなれば安き心はあかりけり

茲々英吉利之露細亞と異り現に土耳其帝廢立の報を得る
や両院ふて之今土耳其その他助らす自國人民の獨憲
を以て大改革となつたり是れ近世の一美事にして土耳其
の國運も漸次に挽回すべつ然ふば彼は伯林會議の案件は
無用也長物よ歸せざなりと演べたりと云是を以て英國一
般將來の情況を見るふ足る抑も英國と露國と斯く情況の

相反する所以之一朝也故よあらず露國は土國を壓服し英
國は威力を亞細亞に逞ふするを得ざりしめんとし英國は
土國をして露國の掌握する所となれば自國の損害甚しき
か故に土國を扶助玄露國の勢力を張るを得ざりしめんと
す是れ互々相望む所にして勢は然ふざむる所あれとなり

第二回

却説も撒爾比亞、孟的内哥羅、羅馬尼亞の三州が土國を羈絆
を脱ざ各自獨立の國たらん事を欲するの志念を生發せし
と近時の事にあらず先年比日哥維納の叛旗を建るに方り
此の三州の人民と其同宗徒且つ同種也人民としてあれば

比日哥維納人が土國の抑壓より慘酷の處置を被むると見て憤懣と堪へず兵器を把て其地に來會し之を援けんとするの勢ひありし然れども州主の鎮撫と歐洲諸大國の警誨とにより遂に暴發すべき景況見へたりしも土國政府の治道漸々衰廢し隨て兵力鈍り彼の叛人をも速に征服する能ひざるを見て背叛之機此時み有と思ひけん撒爾比亞、孟的内哥羅兩州の人心愈々固結沸騰しけれど州主の力能く之れを制止玄難く公然兵を舉ぐるに至れり是より先き撒爾比亞政府は全國人民を皆く兵となすの命を發し大に百官有司の俸給と減少し復た合して國民の貧富に應し公債

之名を以て臨時軍費金を賦課し凡八万の兵士をして出陳の用意をあさしめ又凡四万之兵士を護國後備軍として各處ふ配置せり此の形況を見て彼の哥里米の戰後巴里府にて盟約したる六・大・國・之・撒爾比亞政府に諭し輕舉に出ざるしむるなきを要し土國政府も亦た何故ふ卒然兵士を募り軍器を整ふるかと責問せり然るよ撒爾比亞は既に斯軍備をなしたりと雖とも其大老リスナックと云へる老成有識は政談家ありて未だ遽に一・六・の勝負をなすを欲せされば先づ孟的内哥羅の政府と謀を通玄各々使節を土京君士坦丁堡ふ派遣し要求する所を遂て後ち兵を撒せん事を請は

んとて土京に駐在の修交使をして事を土國政府に告げ、
めしょ土國外務卿ラシト、パッシャ其事の益なきを答へた
り是に於て事遂に成らず干戈を弄するに至りしなり蓋し
其要求する所を零言すれど撒爾比亞之波士尼亞州を土國
より割授し撒爾比亞の版圖に合茲年々貢租若干を土國政
府ふ納れ以て土國の管轄と離れ去めんとし孟的内哥羅は
比日哥維納並み亞得亞海濱に在る土領シユクタリを割授
せんとを欲せしあり又茲に孟的内哥羅州の州主ニキタ侯
と中立を唱へ恩を土國に示玄戦はずして其要求する所を
遂けんとの目論見あり去かば人氣焰々制止すべからざれ
は全國に令し十七歳より六十歳に至るまでの男予と皆く
兵籍に編入し撒爾比亞洲と生死を俱にせん事を約哉たり
而て比日哥維納叛人の巨魁等之連署して孟的内哥羅主と
其君主となさんとを懇願せり其中未だ兵馬を動がすゝ至
らざりしと羅馬尼亞のみなりし此時に方り土京君士坦丁
堡に於て之陸軍卿フーセン、アフニバッシャ汲ひ外務卿ラ
ント、パッシャ等の刺殺に遇ひ全都騒然政府は混亂言ふべ
からずと雖とも彼は二州の叛意あると明かに知る所あれ
ば開戦に先たつと數月既に白頭の老將あるアブツリキリ
ムを土軍之都督と任し守兵を境上に出玄非常之備へ守將

又令玄我より事を發する勿ら玄めたり是れより先き奧國
の外務卿土國の内政又聞玄たる意見書を作りたるより伯
林の會議とはなりたれとも英國政府の不同意あるより仲
裁の說之未だ行れず六月廿九日又至り唯土京駐在の六大
國公使より各本國政府は旨を以て土國より撒爾比亞ふ對
し先づ手を下すと勿れと告げ各艦隊を土耳其近海へ集め
たり是れ六大國より仲裁を爲さんとするの原由なり

叔ても撒爾比亞の兵愈土耳其の境内に攻入りしう實又西
暦千八百七十六年明治七月二日又て其翌日孟的内哥羅の
兵も亦比日哥維納の地方に押入り土兵と戰端を開けり斯
くて兩州の兵土境ふ攻入り玄時之恰も明治十年三月鹿兒
島の賊徒熊本縣下に亂入玄高瀬山鹿又進行せし時の如く
其鋒先き極めて銳く兵氣最も強盛ありし是に於て六大國
政府之二國の兵焰熾あるを見て治安を勧めけるも敢て顧
みさるの勢なりき此の時に當り羅馬尼亞人は撒爾比亞孟
的内哥羅の如く過激にあらず中立を守り未だ叛賊に與せ
ず肅然として國內の兵備を整へ土國政府の多年に乘し書
を以て土國政府に請求する所ありたり其請求の要畧左の
如し

摩拉達維、機拉幾の二となし羅馬尼亞と稱するを諦さるを
れども今より舊名に復し羅馬尼亞國と稱する事

第二 自今土京又羅馬尼亞の修交使を置く事

第三 此の修交使は土國に居住する羅馬尼亞の人民を
管理するに自國之法律よ據る事

第四 多腦河中諸嶋の境界を正畫する事

第五 對等の權を以て通商郵便電信并み罪人捕遞の條
約を互換する事

第六 土國は官吏之羅馬尼亞より出す通行免狀と認可
する事

第七 多腦河口の境界を正し羅馬尼亞人民に漁獵之自
由と得さしむる事

以上七ヶ條の書を亦六太國政府へも送れり是れ前年普、佛
の亂に際し露國之巴里の盟約に背き黒海又航軍艦をする
の禁を守る能とするの書を盟約國へ投したりし事例に繕
せしものゝ如し

前に陳述せし如く初め撒爾比亞、孟的内哥羅の兵は攻撃の
客にて土國の兵々防戦の主なりしも土國の大將軍アブヅ
ルキリムは七十の白頭翁と雖とも壯年の強勇も汲はざる
の剛者なるに亦大將ナスマン、パッシュヤは時に年三十六歳

の壯者にて曾て佛國又留學にて兵學を研究し智勇を兼備したる人傑あれと撒爾比亞軍中露の客將ありと雖も其策略の如くならずして終に主客其勢を異にし今に於ては叛州の兵は大に窘迫^{きんぱく}矣恰も彼の城山又窮する薩賊の如き情形を見はし危懼の心と生^ハ疾く六大國の仲裁を得んことを渴望したり然れども六大國と土國の内亂^ノふ因り歐洲の國勢直接に歐洲の國勢に著しき影響と與ふる程の憂ある^ムあらず且つ時機とも得ざれば自^ト傍観せるものゝ如^ク是に於て撒爾比亞政府は勢愈^{ます}窘迫^{きんぱく}し密に講和の仲裁を六^カ大國の政府に請ひければ六大國の政府は土京駐在の公使に令^{ハシメテ}其旨を土國政府へ通し續て各公使會同して先づ休兵を土國政府に勧諭せんと^{シテ}議するに方り露國は休兵を勧むるを先にし講和の題目を後にせんと言ひ英國と講和の題目と同時々鑒定する^ムあらざれば休兵の說行れ難しと述へ露國之三ヶ月の休兵を勧めんと云ひ英國之六週間と以てせんと云ひ鑑^{かん}伊、二國と英國又同意^ハ論^ハて曰く休兵を勧め速に流血の慘毒^{さんど}を止むるは最も可とする所なり然るふ講和の題目なく徒少^シ三ヶ月の休兵を勧むるも土國政府之れを承諾せざるときに先づ六週間休兵を勧むべし其間若し和議整之されば再び期を延するも妨げなうる

べしと日國之答公使が允當なる評議に任せんと此事を駐在の公使に命じ佛國之巴里府盟約の六大國のみと以て一會議を開かんと主張したり斯く各國意見と異にし其議合同せざるより數十日を曠過したりしも遂々露英二國の意を折衷し講和の題目を後々し六週間の休戦を勧むるに決したり而して土國政府は仲裁講和の説起るや今責進して叛民を虐殺する難きにあふざれども此の如く殺伐を事とする各政府の跡ざいる而已ならず土國政府よ於ても是と爲すべからざると知る故に爰又一大捷を得て叛民を壓し而て後ち彼の六大國の勧めを聞きと講和の條款も隨て我より利あるべしと目的に出たりけり

第三回

爰にまた土國皇帝ムーラッド五世之其叔父アシズに代り即位せし時之世の聲望大なりしも其聲望之其人の精神と俱に衰へ遂々昏昧病と以て廢せられ其弟アブギュル・ハミド東帝國の鉢と戴佩せり是れ實に西暦千八百七十六年明治十九八年三十一日の事ありき此の時方てや世人口と開けと必ず土耳其實の景況を談し目と開けり必ず東帝國の新報を読み又東邦論をなす者あれば耳を欹そむだちて之を聞き一人として土耳其實の事情を知る事を欲せざる者多く撒爾比亞

との戦争は未だ結末に至らず而して六大国の公使は彼の休兵の義如何ん速に其答へあるべと日々土帝ふ迫れり斯る多事に際會せるも土國政府と前ふ論述したるか如く大勝利を獲て後ち諸大国の望む休兵の議を聽かんとの意あれば此の時土國よりも亦己が要求する所の意見を書して諸大国の公使に送り是れと聽かざれば諸大国の説を取ふすと云う如きの形狀を示し故らに時日を延ふる事と務めたり即ち土耳其の要求する所左の如し

第一 プリンス、ミランと土京ふ來り土國皇帝ふ對し隸臣丸山と一樣の敬禮をあずへし

第二 土國とアレキシナツ、サイツチアル、并にロスニツア等國境に位せる府市を領有するの權ある事

第三 撒爾比亞は五十万シユカスト方圓の償金を出すべき事

第四 撒爾比亞は其兵を咸く解撒すべき事

露國右の四ヶ條を見て斯る撒爾比亞を責罰するの要求とはあふすとして之れを聽かず唯土國をして六大国の意に服従せしめんとなしたりしが此の一事が土國政府にとりてぞ大に榮譽ヨウヒに關する所あり爾ぞ唯々諾々露國の令に従ふべきにあふされば爰に復た説をなして曰く撒爾比亞の

叛けるや比日哥維納、波士尼亞等は叛けると一例視て論すべからず夫れ撒爾比亞が其獨立州たるの條約制法を憚からず護郷ごきょうと名とし兵を募り叛旗ばんぎを建つるの舉に至りて之不問に措く可きものにあらずと斯くて更々六ヶ條の要求を述へたり其畧に曰く

第一 バルグレード其他撒爾比亞地方の城砦ふ土國兵士と備ぬる事

第二 撒爾比亞の兵數を制限すべき事

第三 貢租を増加乞之れを納れ乞むべき事

第四 プリンスミランは土京ムカシ來參朝すべき事

第六 一個の鉄道を建築すべき事

右之如く土國よりも主張しけれど六大國政府よてと可否を論議したりしが日耳曼は之を不當となハセタ地土利は之れを正當し又露細亞ロシア之良しやプリンスミランを撒爾比亞王と稱し其州民か土國に叛きたるの舉動ハ理なしと雖も土國ふ於て其城砦と領有せんとの條件を附すべからずとの論を持し各國自ら異議ハセタ渉り容易に結果をなさず到底土國ハ要求する所も其功と奏せざるの景況ありき斯の如く土國政府と六大國政府と互に異議を主張しければ遂み其議論に日を曠ハサウし早や既ハシマ九月も過ぎ十月の下旬に至

れるも土國は是れぞと云ふべき大捷を獲す撒爾比亞も速
ふと亡滅せずして居たりける是れ蓋し露國陽と平和説を
唱へ陰々土國の威力を柔弱にして撒爾比亞の勢力の強盛
あらんと欲し士官を送り兵士を貸して扶助せるにより
其戰爭は何時を以て終期をすると見認めたりければ
六大國と日々數多の人令を彈丸の下ふ失ぬを愁ひ頻り又
休兵の説を主張し土國は六週日の休兵を勧めたりけれり
土國は休兵を少なくとも六ヶ月ならざる可うらず且つ露
國より應援の兵士を撒爾比亞に送る事を嚴禁し各兵を休
むるに至るは叛民の城砦よ據守する事を諒すべかふさる
旨と陳へたり此時に方り露國之復た其六個月間休兵の議
と拒絕し英國の建議に基き六週日休兵して足らざれど更
に又た休兵すべき旨を主張し將官イグナチーフを土京に
遣り休兵の議を土國政府に訛かしめた是より後ち撒爾
比亞の兵連戦敗績して復た奈河んとも爲るどなく土國之
兼て望みし大捷を獲たれば世人之土國政府が六大國政府
の仲裁説を聽くを今や遅しと刮目して之れと待たりしが
其の想像違わず十一月一日ニヶ月間の休兵に議決し土國
政府は六大國の仲裁に入ると承諾した是議の決した
然れども案するに翌年一日を以て此期の終りと玄殊に十
月廿八日にて兩方調印玄たると同月廿九日ありと

月井八九卅日等に戰報あれば是に於て六大國政府と各全權辦理公使を撰任し土京君士坦丁堡に大公會を開き講和の旨意と議するとに決したり畢竟此の大公會は如何ある事を議玄如何ある結果を來たすらん看官次回の分解を見て知り玉へかし

第四回

斯くて六大國政府之全權公使を特派し或は是まで此の事に與うり玄公使に特權と與へたり此の時ふ方てや世上みて露國と英國の論之相枘鑿する所あふんかとの風評最も囁々たりき其故如何んど尋るに土國の政畧其宜きを得ざるよと同教徒宗徒は常に慘酷を極めて耶蘇教徒を苦しめて止まず夫の波士尼亞、比日哥維納、の亂撒爾比亞、孟的內哥羅の叛の如きも其由て起る所と皆同教徒の慘酷を忌嫌するよ外なず故に露國ハ我が同宗徒あり耶蘇教徒が水火の中よ苦むを挙手傍観するよ忍びず片時も早く安樂世界を救出し同宗徒の義務を尽し専ら土國の政体に立入り其改革を勧めんとし又其改革たるや業已ふ過般巴里府みて

六六國立會の上盟約したれども土國同教徒の威勢熾にして其政府も之れを制止すると能す遂に目今の形勢よ至りしなり然らず今回も只其改革比談判而已を以て足れりと

し難し必ずしも其改革を行れんとに助カセざるへからず其助力たる別に策畧あるよあらざれば必ず各國の只各國の兵を以て波莫牙利、波士尼亞、比日哥維納の三州を占據して之を監護し又州務監察使を派出して州政を司らるゝむると緊切なりとの口實を以て監護兵二十万を整屯しアリゾン・ス・アルカスキ以下四名を選ひ監察使に命したり是に於て世人は大々驚慘し愈々露國とペートル大帝の遺志を繼ぎ土國を吞噬し歐地の威を振わんとするの遠望を表出せり渠れの兵を以て土國の領地と占據し監察使を派出せんとの心志は唯た同宗徒を救ふの爲ふとあらず宜く其州郡

を撫育して私恩を賣り以て已が味方となし且つ其中同教人の耶蘇宗徒より寇するあらへ之を名義とし兵を以て土國と席捲せんとする勿論なるべし然るときは英國の争うでか之を坐視すべけん必らずや露兵の土領に足るとビヒ彼の占據説を拒止するの論を主張し土國も應援すべしと噴き論評せり又日國も露國の異圖を抱けるとビ説とあるが英國も固よりの持論あれば兩國の人心穩かならず恰も露國を敵視するに形勢あるを以て日國有名のビスマルクは議事堂ふ登り露國皇帝を干戈を動かすと好まず唯平和を旨とし耶蘇宗徒を救ふとを務むる耳と隙へ英

國にてハ女皇親から議院又臨み露國は異圖あるにあらずと云ひ各々人心と安かうしめんとを望み成る文け事の安穩ふ調はんと願ひ彼の鮮血川をな玄死屍山をなすの慘毒を避けんとを務めたる衆情漸く定まりたり爰に各大國の公使咸く君士坦丁堡府に來着しける之實ム我が明治九年十二月十二日なり先づ露國公使將官イグナチフ席上あるを以て議の内會を開き露國公使將官イグナチフ席上あるを以て議長となり大公會に議案を談議するとを始めたり其時土國政府より其議官の之が參座せんとを望みしかゞ之を許さりし是れ益し内會に土國人の與かるあらば沮議紛論の

恐れあるを以てなるべし而志て其内會又如何ある議論談判のありしや之事最も密々して其詳細は知る能くすと雖も當時報道する處を聞くよ露國ハ波婁牙利、波士尼亞、比日哥維納の三州に監護兵を置かんと主唱し英國ハ土國に内政改革の日數を與へ其限内ニ二州の政改行れず政務宜しきを得ざる時と各國の兵を以て其三州を占據し之を監護すべしとの議を陳へたり然れども前ふ言ふ如く露國と監護の爲とて兵二十万を整備し將ム波婁牙利ヘ八らんとするの景況なるのみならず既に四人の監察使を撰任したれど其説の動かすべかうざるを見て自家の説の其効な

きを察し且は成へくと事を兵に訴へずして調理せんとの意あるかもヘ彼我の説を打表し中立國の兵を以て之を占據せしむるの議と主張し漸くにして大公會の議案決定したり其議案の畧々曰く

一 撒爾比亞、孟的内哥羅二州と譲和の事但し孟的内哥羅ムハルふは比日哥維納の中一二の地方を割授し並に亞得亞海濱アドニア一埠角カーリングをも割與すべし又撒爾比亞は全く開戦前の體に復し將來の紛亂を絶斷せんか爲め唯だ土領ツウオルユックの一小地を割授すへし

一 波士尼亞、比日哥維納二州と合て一州となフ波雙牙

利州リと分て二州となフ巴幹山バガーンと以て之が境域キョウイキを定むへき事

一 前三州の鎮臺ジンテイハ土國任皇帝之命を以てすべしと雖とも豫じめ六太國の允可を得るを要する事

一 三州と政務改革はエンドラシーの意見書並に伯林議事書ふ就き其條款を取捨して必ず之を行ひ且つ六太府國の監察使を置くべき事

一 監察使を保護の爲且つハ監護兵として歐洲中立國の兵を以て馬上邏卒として整屯せしめ之を其監察使の令ふ從之しむべき事

六大國の公使と右の如く議案と協議決定せざれば其由と
土國政府に通知し大公會の期日を照會し十二月廿三日を
以て大公會の初會を開らくべき此約をなしたり

因みに云ふ右議案中ふ記載せる歐洲中立國と之重に比
^{*耳時}₁を指稱せ者あるが比耳時政府と六大國より公然
たる請求を受けざるに先だち六大國ふ自國の兵を以て
他國領地を占據する之内閣両院ともよ諒可するの權
理あく又兵と波蘭牙利ふ送り及び之と保つの費用に任
ずる能らず又土國皇帝も恐らくれ他國の兵と己が領内
ふ置く事を承諾すべからざるの論を陳べ以て暗々其請

求を拒絶するの意と示したりと云

第五回

却説も土國よて之彼の有名のミダート、パッシュヤは自家の
持論を主張し政体を改革し他國之内政も立入るを拒くに
汲くとして立憲政体の案文を草し之を内閣も出せしに太
政大臣メヘメット・ルスザ不同意なるより土國皇帝の決
議ふ之を任かせしが皇帝の之れを可としたればメヘメッ
トルスザと我言の行れざると察し職を辭したり是に於て
ミダート・パッシュヤハ十二月十九日を以て太政大臣の任を
拜し是より愈々政体改革よ力を盡し外國の我内政に干渉

するを防がん爲め更に兵備を嚴にし万一に供するの形を顯とし同月廿三日大公會は初日を以て恭しくも獨裁擅制の政体を廢し立憲の政体を建つる事を布告したる其立憲政体の零左の如し

土耳其國立憲政体の概要

第一條

一 東帝國^{オットマンペイア}全部へ分割すべからざる事

第二條

一 東帝國皇帝と回教宗徒の主第兼東帝國總民は君王ふて百事の責み任することあく又誹謗すべからざる者たる事

一 皇帝の特權と西洋立憲國の君主と同一なる事

第三條

一 全國の人民と其種族の何たるを論せず東帝國人と總稱すべき事

一 各個自主の権理^ハ他より犯すべからず而て國律を以て其權理を保護すべき事

第四條

一 國家の宗教たる回教^ハ勿論其他公認普通の宗教も一切政府より保護すべき事

一 各民自由信教の特權を有する事

第五條

一宗教の性質を負ふ國家の撻は國憲ふあふざる事

第六條

東帝國の人民たる者は出版の自由及び
上下両院に建言するの権理自由教育の権理を有し
法律上に於ては各個輕重なき事

各個同一の権理を有するを以て其國家に盡るの事務ふ於けるも亦同一なる事

か
る
を
得
る
事

一 稟税を萬民一體にして差異輕重あるへからざる事
一 人民の所有物の保護と政府より受け而して各自の
居住を犯すへからざる者たる事
一 誰八たりとも國家の裁判を免るを得ざる事

第七條

内閣の會議と太政大臣之が主長となりて商議する事

事

各省の卿は其主務の責より任する事

第九條

一 下院の議官は各省卿長の罪科を糺問せん事と望むを得る事而して之が糺問をなすにハ臨時上等裁判所を開設すべき事

第十條

一 各省より重大の考案を出す方り下院之れを抗拒するとき土國皇帝は各省の卿長を解任するか又は下院を解散すべき事

第十一條

一 各省の卿長と上下兩院に出席して論議に交るを得

又議官と各卿長に質疑するを得る事

第十二條

一 官吏を選舉するを一定不變の國憲に由るべき事

一 官吏を黜陟するを正當充分の道理あかるべからざる事

第十三條

一 官吏は假令長官の差圖ありとも國憲に悖る所爲ある時きぞ自かゞ其責と免られざる事

第十四條

一 東帝國の國會なるものは上院下院より成り是れを

議院と唱^{さう}徹する事

一 該院は毎年十一月一日より開き四ヶ月の後ち之れを閉づる事

第十五條

一 該院を開く毎ニ土國皇帝之開院の祝詞を両院み出す事

第十六條

一 該院の議官ハ議案に同意不同意且つ自己の議を自由に陳述すべき事

第十七條

一人を選舉するの任を負ふ者と自己の選舉する代人に對^カ退引なすへからざるの約束を負ハしむるは禁制たる事

第十八條

一 國法の草案は先づ下院み出其商議を遂げ畢つて土院み出し再議を経て後ち皇帝の許可を受くべき事

第十九條

一 該院の議官は土國皇帝の選ふ所にて官即ち國中の最も名望ある者たるへき事

一 上院又ては下院ふ於て既に詮議を経たる國法案を
檢して之れか同意を陳へ又は其法案の種類何たる
を論せず國憲又は國權又は國安と觸るゝ者は之を
拒絕するの權ある事

第二十條

一 人口十萬五萬とすに付き代議官即ち民選議員一名を選ぶ
べき事
一 此代議官を選ふと其の人の名を記したる票と陰り
又函中と投すべき事

第二十一條

一 一代議官と官吏と判然區別して之れと混すへからざ
る事

第二十二條

一 下院議官は四年毎必す選替すべし但し一旦議官
たりし者も再び選舉さるゝを得べき事
一 下院の議官解放さるゝ事ある時其日より後六ヶ
月内に新ふ議官を選定し更よ開院する事

第二十三條

一 下院の會議は衆人皆傍聴するを得べき事

第二十五條

一 開院の間即ち四ヶ月間は下院の許諾なく代議官を逮捕し又わ之に刑を加ふるを許さざる事

第二十六條

一代議官之國法案を可否するに之章を以てし歲額金を可否するに之篇を以てすべき事

第二十七條

一 裁判官を猥りに躊躇すべからざる事
一 諸人裁判所の吟味を傍聴するを得べき事
一 被告人之代言人を以て辯護せざむると自由たるべ

き事

一 罪科處分の斷案を布告すへき事

一 裁判上は事之他より嘴くちばを容るゝを詐だまさる事

一 裁判所の權限を確定すへき事

一 例外の裁判所を設け又之制外の檢事を置く事を禁する事

一 警視廳を開設すへき事

第二十八條

一 各省の卿長又之上等裁判所の法官又は乘輦じょうじんを犯かせし者又之逆黨ぎゃくとうを吟味する爲め臨時上等裁判所を

開く時は有名の法律家或は上等官吏
卿輔等のを選ひて之が法官とすべき事

第二十九條

一 國憲を以て確定せしもの、外更に租稅を収むるの法を設定し又之を暫敷間賦課する等のとなかるべき事

第三十條

一 開院の首席に於て各省の定額を論議決定すへき事
一 其定額は唯一ヶ年を以て限りとすべき事

第三十一條

一 各省よて後來一年間定額の豫算と議定せば法案に做ひ之を内譯書を作り之を下院ふ差出すべき事

第三十二條

一 檢査院にては國庫會計の決算書を作り下院に之年毎々之れを出し土國皇帝に之三ヶ月毎之れを出し大藏の實狀を報奏すべき事

第三十三條

一 檢査院の委員之下院の決議を経たるにあらざれば擅み轉易黜陟するを得ざる事

第三十四條

一 地方事務を分權の基礎を擴張するを旨とするべき事

第三十五條

一 各州主事を民選之州務を商議検査せしむべき事
一 各郡代辦事を民選し各自社會の要務を辨するよ供
すべき事

一 各區區長を民選し區務を管理せしむべき事

第三十六條

一 小學教育に於ては人民其督促の制を免かると得ざ
る事

第三十七條

一 國憲を明解する之其事實に由り上等裁判所又は元
老院又は上院其責に任すべき事

第三十八條

一 國憲の變革を各省又ハ兩院の首唱に據らざるべう
らざる事

一 該變革は付き兩院の可否を定むる多寡ふ由るべ
き事

一 該變革は必ず皇帝の承允（おうゆん）と經ざるべからざる事
編者云一說に據るよ右の分更に左の三款を載せたれ
ば之れを記して看客の參照に供す

第一 下院の議官たる者は辱^{はづ}かしむるへからざる事

第二

下院の議官と十一月より三月まで開院四ヶ月間の給俸として四千六百「フランク」凡八百を得る事

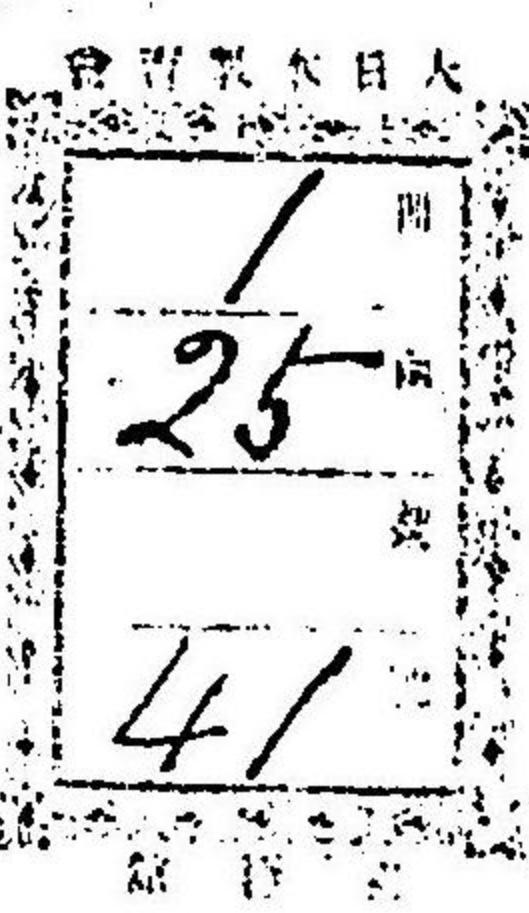
第三

上院議官と皇帝の選む處にして終生其職又居り每月二千三百「フランク」凡四百二の給俸を得る事

斯の如く業已ふ土國之自から其政体を改良し外國より其内政に隙^{くきよ}を指に入るべからざるの豫防を施せり而して今回土國か英斷^{イントク}と以て布告志たる右は立憲政体之目今英國佛國にて行^ゆる、憲法の良處に基^シき編成したりし者と雖も當時土國に於ける世ふ半開化を以て稱せらる、國なれば其政体^は行^はる、や否^フ至りてと我輩を確定の説を下す能はず且つ彼の六大国は既ふ首唱をし意見あれば會議決定せし件々の土國內政又關涉^{くわんせき}する者を土國を志て施行せしめんと欲するが故ふ歐地各國と土國が該舉を賞讃歎美する者はなかりきされとも該變革の土國人心を結合強壯にしたると思少の事にあらず而して世ふ慘戲^{さんぎ}を演するに至りしも亦た該舉よりすと雖とも六大国の説議の我が榮譽^{えいよ}を害する者を拒絶するの義心を生發せしも亦該舉又ふずや其の剛志英斷力^{イントクノリキ}よりては我輩^{わがわい}大に之を讃美せざると得ざるなり

六十五

露土戰記卷之一終



明治十一年三月十八日出版御届

定價十五錢

岡山縣士族

抄譯人富山柴人

當時兵庫縣下攝津國第一區神戸下山手通六丁目四十三番地十三番寄留

岡山縣士族

鹽田庸人

當時大阪府下第六大區三小區曾根崎村七十番地寄留

大阪高麗橋五丁目廿五番地

山本久造

同心齋楠南久寶書局

自函一架一隻發

書

出脈人

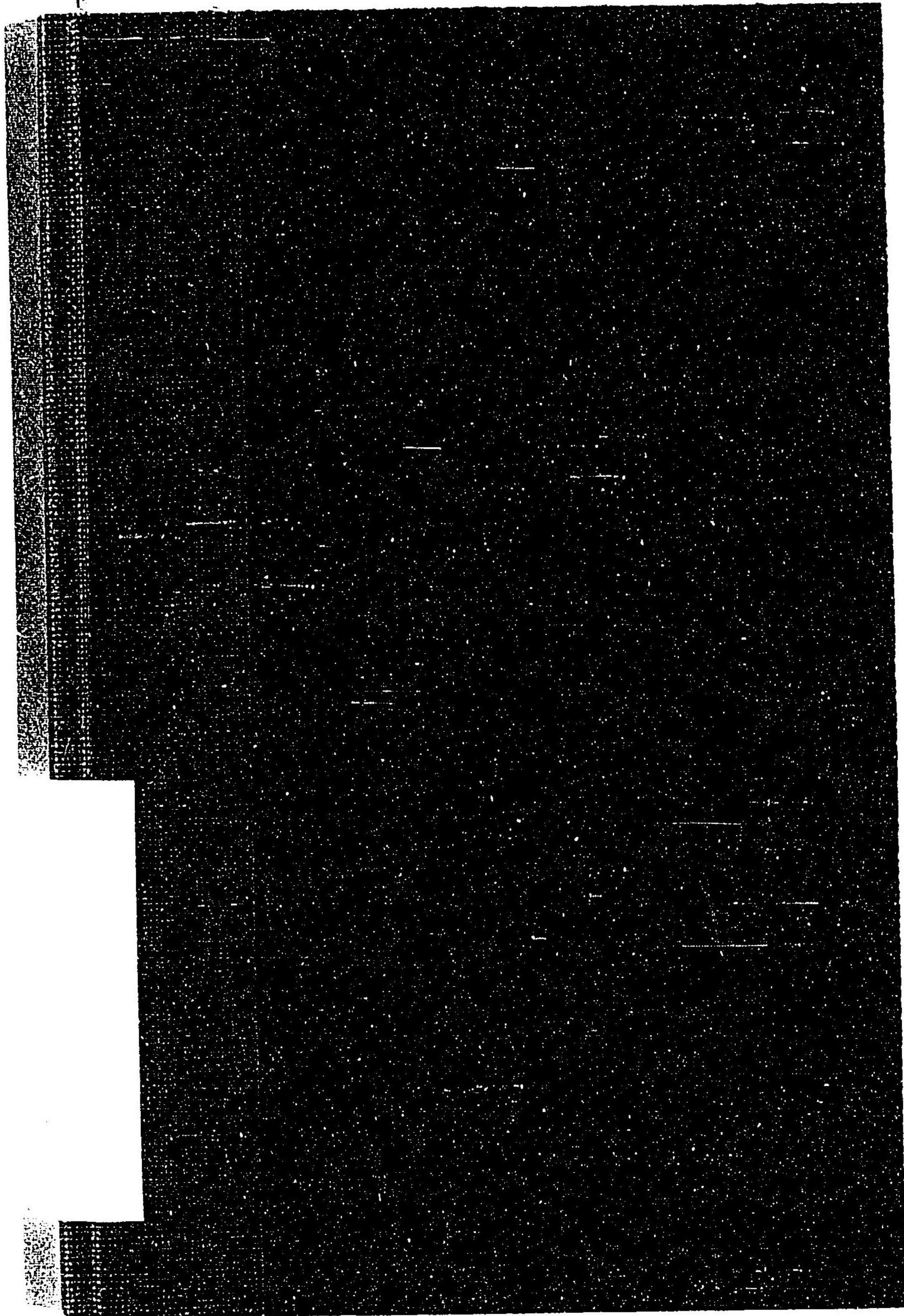
書

行林

書

前川善兵衛

書



特46

642

露 土 戰 記

卷の一

国立国会図書館

003812-001-0

特46-642

露土戦記

富山 柴人／抄訳

M11

ACD-0573

